

あま市放課後子ども教室のあり方研究会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、あま市放課後子ども教室の実施方法等について市民等から広く意見を聴取するため、あま市放課後子ども教室のあり方研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 放課後子ども教室の実施方法に関すること。
- (2) 放課後子ども教室の実施場所に関すること。
- (3) 放課後子ども教室の実施時間及び実施回数に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 研究会は、委員13人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の代表者
- (3) 市関係職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 研究会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 研究会の会議は、委員長が招集し、及び進行するものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が研究会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。